

公益社団法人 全国大学保健管理協会近畿地方部会規約

（設置）

第1条 公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）定款第36条の規定にもとづき、協会近畿地方部会（以下「部会」という。）を設ける。

（目的）

第2条 部会は、近畿地方における各大学の保健管理の充実発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 部会は次の事業を行う。

- 一 大学保健管理に関する調査・研究
- 二 大学保健管理に関する研究集会の開催
- 三 大学保健管理に関する資料等の収集、刊行、配布
- 四 その他部会の目的達成のため必要な事業

（運営委員会）

第4条 部会に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、協会の評議員が運営委員を構成してその任に当たり、部会の業務を処理する。

（運営委員長）

第5条 運営委員のうち、1名を運営委員長とし、運営委員の互選で選ぶものとする。

その任期は2年とし、開始日は地方部会総会の翌日からとする。

運営委員長の任期は原則として2期までとするが、事情により再任も可能とする。

- 2 運営委員長は、部会を代表する。

（総会）

第6条 部会は、毎年1回総会を開く。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会は、運営委員長が召集し、運営委員長がその議長となる。
- 3 総会は、第1種会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、総会の議事は出席第1種会員の過半数の議決により決定する。
- 4 総会は、部会の業務及び、運営に関する重要事項を決定する。

（専門委員会）

第7条 部会に、必要に応じて専門委員会をおくことができる。

- 2 専門委員会の運営に関し、必要な事項は、運営委員会で定める。

(費用)

第8条 部会の運営に要する費用は、協会の交付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第9条 部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、部会の運営について必要なことは、運営委員会の議を経て定める。

2 この規約の改廃は、総会における出席第1種会員の3分の2以上の議決をもって行う。

附 則

この規約は、昭和40年9月26日から施行し、昭和40年1月29日から適用する。

附 則

この改正は、昭和43年12月13日から施行する。

附 則

1 この改正は、昭和48年4月1日から施行する。

2 昭和48年3月31日に現に従前の規約第3条による世話人として在任中の者の任期は、昭和48年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この改正は、令和6年4月1日から適用する